

各都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

廃棄物処理事業における労働災害防止については、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日付け基発第123号の別添1）等により指導をしているところであるが、最近、ごみ収集作業の際に容器に残存していた農薬のクロルピクリンの蒸気を吸入することによる中毒災害が別紙のとおり発生しているところである。このため、クロルピクリンの製造者団体であるクロルピクリン工業会に対して別添1のとおり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長に対して別添2のとおりクロルピクリン中毒の防止について要請したところである。

については、各局においても、廃棄物行政全般を所管する都道府県及び保健所設置市の廃棄物担当部局との連絡、協議等の場を通じて、下記事項について周知するよう努められたい。

記

1 労働衛生教育の実施

関係労働者に対して、クロルピクリンの性状、有害性、疑わしい廃棄物に遭遇した場合の対処方法について労働衛生教育を実施すること。

2 異常発生時の措置

不測の事態により、廃棄物の回収又は処理の際にクロルピクリンの蒸気が発生したときは、直ちに労働者を退避させること。

別紙

廃棄物処理事業等において発生したクロルピクリン中毒災害事例

番号	発生年月	都道府県	被災者数	発生状況
1	平成10年7月	山形	15名	ごみ収集車からごみを排出する際、ごみピットの付近にいた作業者がクロルピクリンによる目の痛みや中毒症状を示した。
2	平成12年5月	長野	4名	清掃センターの不燃ごみ処理工場内において、清掃車からごみをピットに投入する作業をしていたところ、清掃車の1台の積載ごみに農薬のクロルピクリンが混入しており、そのままピット内に投入されたため、付近で作業をしていた4名が中毒となった。
3	平成13年4月	岩手	2名	ごみ収集車により破碎不燃物の積込み作業を行っていたところ、破碎不燃物中に入っていた農薬のクロルピクリンにより作業者が目や喉の痛みを訴えた。
4	平成14年3月	高知	1名	一般廃棄物の最終処分場において、作業者が不燃ごみの袋の内容物を確認するために開封したところ、クロルピクリンの容器とその残液が漏れていたため、発散した蒸気を吸い込み頭痛、嘔吐等の中毒症状を訴えた。
5	平成14年6月	兵庫	8名	不燃ごみの収集作業において、木箱入りのガラスビンの1本をごみ収集車に投入した際にビンが割れ刺激臭がして、作業をしていた3名が目の痛み、吐き気、めまい等の症状を訴えた。さらに、このごみ収集車を洗車場で水洗した際に付近にいた作業者も含め5名が体調不良を訴えた。後にビンの内容物の分析によりクロルピクリンと判明した。

6	平成14年 11月	宮崎	3名	<p>ごみ収集車により不燃ごみの収集を作業 者2名で行っていたところ、頭痛、めまい、 眼、喉の痛み、咳き込み等の症状を訴え、こ れを見て事業場に災害の通報をした運転手 も同様の症状を訴えた。後にビンの内容物の 分析によりクロルピクリンと判明した。</p>
7	平成16年 6月	茨城	2名	<p>金属類の再処理を行う事業場内において 18リットル缶を解体するためにリフティ ングマグネット付きの油圧ショベルで潰し た際、缶の中に入っていた液体が霧状に噴出 し、近くで作業していた作業者が蒸気を吸い 込み中毒となった。缶のラベルは剥がされて いたが、持ち込まれた缶数本の中には農薬 (クロルピクリン)が入っていた。</p>

基安化発第 0128001 号  
平成 17 年 1 月 28 日

クロルピクリン工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

労働安全衛生行政の推進につきまして、平素より御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、クロルピクリンは、従来から土壤燻蒸剤として使用されてきましたが、同様に土壤燻蒸剤として使用されてきた臭化メチルがモントリオール議定書により、原則生産禁止となったため、今後代替品としてクロルピクリンの使用量が増加することが考えられます。

一方、クロルピクリンの使用者が適切にクロルピクリンを廃棄しなかったために、クロルピクリンが容器に残存した状態で一般廃棄物として取り扱われ、その結果、廃棄物処理事業に従事する労働者が作業中に、当該廃棄物から漏えいした蒸気を吸入してクロルピクリン中毒に罹患する災害が、別紙のとおり発生しております。

貴会におかれましては、これまでも適正なクロルピクリンの使用方法等について使用者への周知に取り組まれていることと存じますが、廃棄物処理事業に従事する労働者のクロルピクリンによる中毒災害の防止を図るため、貴会等が作成されているホームページ、パンフレット等に別紙災害の内容を掲載する等により、クロルピクリンの使用者に対して適切なクロルピクリンの処理方法等について周知していただきますようお願い致します。

(別紙 略)

基安化発第 0128002 号  
平成 17 年 1 月 28 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

### 廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

近年、土壌燻蒸剤として用いられるクロルピクリンが容器に残存した状態で一般廃棄物として排出され、廃棄物処理事業に従事する労働者がその収集・処理の過程で漏えいした蒸気を吸入して中毒に罹患する労働災害が別紙のとおり発生しております。

これらの労働災害の防止につきましては、排出者においてクロルピクリン又はその容器を廃棄する際には内容物を使い切った後、残液処理及び残臭処理を行う等、適正に対処することが必要です。

このため、クロルピクリン製造事業者団体であるクロルピクリン工業会においては、これらの労働災害を防止するため、別添 1 に示すパンフレットを作成し、クロルピクリン使用者に対してクロルピクリン及びその容器の適正な廃棄方法について周知を行っているところであります。

しかしながら、上記のようにクロルピクリンによる労働災害が発生していることから、同種災害を防止するため、別添 2 及び別添 3 のとおりクロルピクリン工業会及び都道府県労働局に通知したところです。

つきましては、貴省におかれましても、関係機関等に対し、同通知の趣旨に沿った対応方につき御協力いただきますようお願い致します。

(別紙、別添 2 及び別添 3 略)

# クロルピクリン剤の空き缶処理のお願い

クロルピクリンの空き缶を処理することなく搬出すると、思わぬ事故を起こす原因となることがあります。缶の残液、残臭処理をきちんと行ってください。

## お願い

\* 缶の中のクロルピクリンはできる限り使い切ってください。

\* 缶の側壁面にわずかに残った液は下記の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜いてください。

## 手順

### 1. 残液処理

① 周囲に影響を及ぼさない場所に小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし、窪みの中に収まるよう缶をひっくり返し倒立させます。

② 缶が倒れないよう、土寄せをしてください。この時、缶の中の残液が出やすくなるよう、傾かないように立ててください。

[1～2日で缶の残液はなくなります]

### 2. 残臭処理

③ そのまま、缶を倒立させておくと、中の臭気は徐々に抜けていきます。

[ほぼ1ヶ月で臭気は抜けます]

④ 1ヶ月後、缶を再度ひっくり返し上向きにし、臭いを確認します。臭いが残っていればそのまま1週間静置し、完全に臭いがなくなるのを待ちます。

#### ◎ 短期間で確実に臭気を抜く方法

⑤ 口栓を開け、缶の底面に3、4ヶ所、孔を開けます。

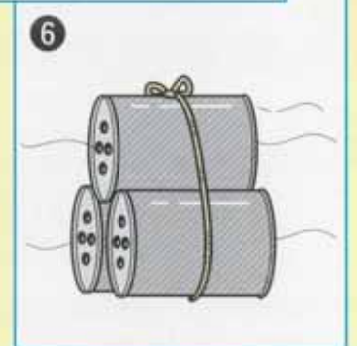
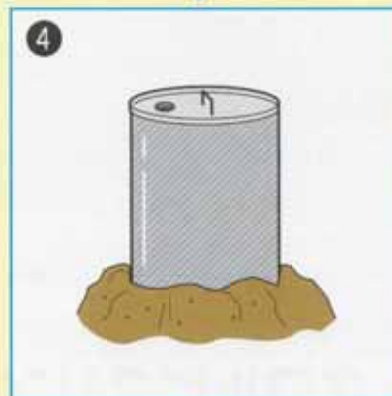
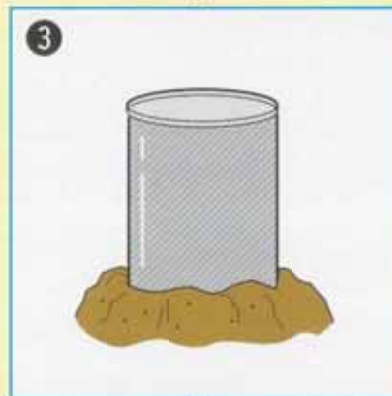
⑥ 周囲に影響のない場所に、缶を横倒しにし、風通しがよくなるようにします。

缶が風で転がらないように、2～3缶を図のようにロープ等で束ねます。

[およそ3日で臭いは抜けます]

### 3. 回収

臭いが完全に抜けたことを確認して、圃場から回収しましょう。



回収